

第1章 保健・医療・福祉

定住外国人の方々が地域で安心して生活するため、疾病の予防とともに、保健、医療等について利用しやすい環境づくりを進めています。

1 保健

健康診断や予防接種，母子健康手帳の交付等の機会や保健衛生等の知識を定住外国人に対して周知するための情報の提供に努めるとともに，感染症について外国語による知識の普及（外国語によるパンフレット）や相談体制の充実に努めています。

（1）母子健康手帳，妊婦・乳幼児健診

妊娠していることが分かったら，妊娠届を居住地の市区町役場に提出し，母子健康手帳を受け取りましょう。母子健康手帳は，妊娠期からの母親と子どもの健康に関する重要な情報を1つの手帳で管理できます。

この手帳には，妊婦と赤ちゃんが無事に出産を迎えるために定期的に健康状態を把握する妊婦健診の結果や，出産の状況を記入することができます。出産後は，子どもが小学校に入るまでの健康状態，乳幼児健診の結果，予防接種の情報を記入することができます。他にも出産や子育てに役立つ情報が載っています。

妊婦健診や乳幼児健診は，居住地の市区町役場が発行する券を利用することで，費用の一部を公費で負担するか無料で受けることができます。

詳しいことは，居住地の市区町役場の窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場《母子保健窓口》

<https://live-in-hiroshima.jp/boshihokensoudan/>

(2) 予防接種

予防接種には、法律によって、対象となる疾病、接種年齢及び接種回数などが定められている「定期の予防接種」と、個人が自分の判断で接種を受ける「任意の予防接種」があります。

(令和3年1月現在)

	定期の予防接種	任意の予防接種
対象となる疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児・高齢者）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、季節性インフルエンザ（高齢者）	定期の予防接種以外のもの ※ 定期の予防接種の対象疾患であっても、対象年齢以外で接種する場合は、任意接種となります。

定期の予防接種は、市町が実施しており、接種費用の助成を受けることができます。また、定期の予防接種を受けたことにより健康被害を受けた場合は、法律による救済制度があります。

詳しくは、居住地の市区町役場の予防接種担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場《予防接種担当課》

(3) 感染症予防

県庁ホームページ「広島県感染症・疾病管理センター」では、インフルエンザなどの注意報・警報の発令状況や注意すべき感染症の最新情報などについて、情報提供しています。

問い合わせ先

広島県感染症・疾病管理センター

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/>)

保健所（支所）、市保健所

(4) 健康診断

心臓病，脳卒中などの生活習慣病の予防や早期発見のため，市町の集団健診会場や医療機関等で，必要な検査・指導を行います。

費用負担は加入する医療保険によって異なります。

詳しくは，医療保険者に問い合わせてください。

対象者	特定健康診査	40～74歳の医療保険加入者
	健康診査	75歳以上の方

※40歳以上で医療保険に加入されていない方や，40歳未満の方も，同様の健康診断を受けられる制度があります。

対象者	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険（国民健康保険組合を除く。）加入者 ・医療保険に加入していない方 	市区町役場
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険以外の医療保険加入者 	加入の医療保険者 (健康保険証に記載されています。)

(5) がん検診

◇◇広島県がすすめるがん検診◇◇

肺がん検診
胸部にX線を当てながら、1～2枚レントゲン撮影を行います。(*)
対象 **40歳以上**の男女 (年に1回)

乳がん検診
乳房を数秒だけ圧迫しますが、少ない放射線で安全に乳がんが早期発見できる検診です。
対象 **40歳以上**の女性 (2年に1回)

胃がん検診
X線を通さないバリウムを飲んでレントゲン撮影を行います。または、胃内視鏡(胃カメラ)を使って直接観察します。
対象 **50歳以上**の男女 (2年に1回)

大腸がん検診
便に混ざった血液の有無を調べます。検査容器に便をとり提出するだけの簡単な検査です。
対象 **40歳以上**の男女(年に1回)

子宮頸がん検診
子宮頸部から細胞を採取し、顕微鏡で診断を行います。
対象 **20歳以上**の女性(2年に1回)

※人間ドックなどでは、肺CT検査で実施される場合があります。

- ・定期的（2年～1年に1回）に職場や居住地の市町が実施しているがん検診を受けましょう。
- ・がんは早期発見と早期治療により、治る病気になってきています。
- ・がん検診を希望される場合は、職場や居住地の市町へ確認して下さい。（職場でがん検診を実施していない場合は、市町が実施するがん検診を受けることができます。）

問い合わせ先

市区町役場《がん検診問い合わせ窓口》

（6）先天性代謝異常等検査（新生児マス・スクリーニング）

生まれてきた赤ちゃんには、ある種の酵素が不足する先天性代謝異常や、ホルモン分泌の異常など、健やかな発育に影響する可能性のある生まれつきの病気がかくれていることがあります。

これらの病気に適切な対応をとらないと、心身の成長・発達に遅れが生じたり、病気によっては時に生命の危険を伴う場合もありますが、早期に発見して適切な治療を開始すれば、障害などの発生を未然に防ぐことができます。

出産した医療機関で、生後5～7日の赤ちゃんの足の裏から少量の血液を採り、専門の検査機関で検査を行います。検査費用は無料です。ただし、採血料金（3,000～4,000円程度）は自己負担となります。

検査後、精密検査や治療が必要な場合は、検査を実施した医療機関から連絡しますので、速やかに精密検査を受けてください。

詳しいことは、居住地の保健所（支所）の母子保健窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先

保健所（支所）

広島市，呉市，福山市の方：市役所《母子保健窓口》

<https://live-in-hiroshima.jp/boshihokensoudan/>